

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年4月24日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	1市4町2村 ^{※1}	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}	1市4町2村 ^{※2}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カブラワケ等)		
	カブ		
	原産シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原産シタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シタケ(施設栽培)を除く。)	—
	原産ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコ、ムキタケを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。) 只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。)	南相馬市 いわき市 棚倉町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。))を除く。)	—
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楡葉町、大玉村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市	—
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、棚倉町、失祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	ウバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	水産物 ^{※10}	トラマノ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村
フキ		葛尾村	—
フキ(野生のものに限る。)		桑折町、楡葉町、天栄村	—
フキトウ(野生のものに限る。)		福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、葛尾村	—
ワラビ		伊達市、南相馬市、川俣町、楡葉町、鮫川村、葛尾村	—
ワラビ(野生のものに限る。)		福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町	—
ウメ		南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字田城の区域に限る。)	—
ユズ		福島市、南相馬市	—
クワ		伊達市、南相馬市	—
キウイフルーツ		南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字田城の区域に限る。)	—
米(平成23年度)		福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浅川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
米(平成24年度)		※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成25年度)		※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成26年度)		※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成27年度)		※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成28年度)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
米(平成29年度)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
米(平成30年度)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—	
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。))を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))、日楯川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	新田川 (支流を含む。))
	ウグイ	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。))、長瀬川(支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。))、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。))、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。))、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。))、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	水産物 ^{※10}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉 ^{※11}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※12}
肉	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楳	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリ	全域	—

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。))

※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

[illegible]

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西森村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧三川村の区域に限る。)、田村市(郡道路、船引町中山平下区、常楽町、常楽山平根及び中内藤町福島県森林管理署第21林班の、025林班、255林班、256林班及び270林班等)、283林班及び300林班等及び301林班から303林班等までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高町、大内町(行政区域の区域に限る。)、塩塚、五葉山、平川及び平川内藤町の区域に限る。)、高倉町(常平、宇佐味、宇佐、宇佐森、宇佐森及び宇佐木林班の区域に限る。)、幸手市(幸手町の区域に限る。)、小川町(小川町の区域に限る。))

[illegible]

※5 兵庫県指定区域（平成24年3月30日付指示により設定された帰国難民除区域（除区域）に限る）、川内町（平成25年8月7日付指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域（除区域）に限る）、柳井町、富岡町（平成25年3月7日付指示により設定された帰国難民除区域（除区域）に限る）、大野町（平成24年11月30日付指示により設定された帰国難民除区域（除区域）に限る）、夏井町（平成25年7月7日付指示により設定された帰国難民除区域（除区域）に限る）、淡江町（平成25年3月7日付指示により設定された帰国難民除区域（除区域）に限る）、川内町（平成24年3月30日付指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域（除区域）に限る）、葛城村（平成25年3月7日付指示により設定された帰国難民除区域（除区域）に限る）及び飯新村（平成24年7月15日付指示により設定された帰国難民除区域（除区域）に限る）

※ 6 鳥島新築地区(平成24年4月30日付け指示により設定された居住居住区域及び避難指示解除準備区域に属する)。川井町(平成28年5月7日付け指示により設定された居住居住区域及び避難指示解除準備区域に属する)。野宮町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住居住区域を除く区域に属する)。大瀬町(平成24年1月30日付け指示により設定された鳥島新築地区を除く区域に属する)。双葉町(平成25年4月7日付け指示により設定された鳥島新築地区を除く区域に属する)。浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住居住区域を除く区域に属する)。川井村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住居住区域及び避難指示解除準備区域に属する)。葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された鳥島新築地区を除く区域に属する)。及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された鳥島新築地区を除く区域に属する)。

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付指針により設定された特定地域区域及び避難指示解除準備区域に属する)。川俣町(平成25年8月7日付指針により設定された原住地域区域及び避難指示解除準備区域に属する)。善光寺町(平成25年3月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。大熊町(平成24年11月30日付指針により設定された特定地域区域に属する)。双葉町(平成25年8月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。浪江町(平成25年3月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。内村(平成26年9月12日付指針により設定された避難指示解除準備区域に属する)。夏井町(平成25年3月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。及び飯館村(平成24年6月15日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。

※8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付指針により設定された原住地域区域及び避難指示解除準備区域に属する)。川俣町(平成25年8月7日付指針により設定された原住地域区域及び避難指示解除準備区域に属する)。善光寺町(平成25年3月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。大熊町(平成24年11月30日付指針により設定された特定地域区域に属する)。双葉町(平成25年8月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。浪江町(平成25年3月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。内村(平成26年9月12日付指針により設定された避難指示解除準備区域に属する)。夏井町(平成25年3月7日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。及び飯館村(平成24年6月15日付指針により設定された特定地域区域及び区域に属する)。

逗園難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※9 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※10 ウミナギ、カサゴ、クロダイ、サクラマス、アマレイ、ムラソイ、ピノスギ

※12 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年4月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)

岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、 平泉町 、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域

宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、富谷市
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、気仙沼市、名取市、 角田市 、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、 村田町 、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	仙台市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。))及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の新栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。))及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く)
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	タケノコ	土浦市、鉾田市、 茨城町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、鉾田市、大洗町
水産物	アメリカナマス(養殖を除く。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	イノシシの肉	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
		全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年4月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、 高根沢町 、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ（露地栽培）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ（こごみ）（野生のものに限る。）	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
肉	ワラビ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	流山市、八千代市、我孫子市、白井市
	原木シイタケ（施設栽培）	千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
水産物	ギンブナ	君津市、富津市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ（野生のものに限る。）	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域（佐渡市及び粟島浦村を除く。）

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	軽井沢町、御代田町
		小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村（マツタケを除く。）
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※ 当該県において飼養されている年について、県外への移動（12月齢未満の年のもを除く。）及びど畜場への出荷を差し控えるよう要請

	福島県	出所制限
県民	H23.3.11：下記の地域以外 H23.3.21～4.8期間：喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡勢町の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、平田町、古殿町、白河市、矢吹町、奥崎村、中島村、 H23.3.21～4.16期間：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡勢町の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、平田町、古殿町、白河市、矢吹町、奥崎村、中島村、 H23.3.21～4.21期間：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡勢町の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、平田町、古殿町、白河市、矢吹町、奥崎村、中島村、 H23.3.21～5.16期間：南相馬市（福島県のうち、湯殿山、内川及び雄略を境に区域に限る。）、川俣町（山木麓の区域を除く。）、 H23.3.21～6.8期間：田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～10.7期間：会津若松市、桑折町、天栄町、榎枝村、只見町、北塩原町、西会津町、会津坂下町、通川村、柳津町、金山町、昭和村、鶴巻町、玉川村、広野町、棚田町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.21～H23.12.26期間：東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.21～H23.10.16期間：川俣町（山木麓の区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、	
	H23.3.21：下記の地域以外 H23.3.21～5.16期間：白河市、いわき市、矢吹町、磐梯町、矢野町、西郷村、奥崎村、中島村、鮫川村、 H23.3.21～5.21期間：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、八景町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村、 H23.3.21～6.8期間：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田村、 H23.3.21～11.4期間：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～H23.3.29期間：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.21～H27.18期間：棚田町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.21～H23.3.7期間：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木麓の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.21～H23.3.14期間：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、	
	H23.3.21～5.4期間：白河市、いわき市、矢吹町、磐梯町、矢野町、西郷村、奥崎村、中島村、鮫川村、 H23.3.21～5.21期間：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、八景町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村、 H23.3.21～5.25期間：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、川俣町（山木麓の区域に限る。）、	
	H23.3.23～6.1期間：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田村、 H23.3.23～6.22期間：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、川俣町（山木麓の区域を除く。）、大玉村、 H23.3.23～11.4期間：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29期間：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.23～H27.18期間：棚田町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.23～H23.3.7期間：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木麓の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.23～H23.3.14期間：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、	
	H23.3.23：下記の地域以外 H23.3.23～2.27期間：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、八景町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村、 H23.3.23～5.4期間：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田村、 H23.3.23～5.16期間：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、川俣町（山木麓の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、磐梯町、矢野町、西郷村、奥崎村、中島村、鮫川村、 H23.3.23～5.25期間：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、川俣町（山木麓の区域に限る。）、 H23.3.23～10.26期間：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29期間：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.23～H27.18期間：棚田町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.3.23～H23.3.7期間：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木麓の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、 H23.3.23～H23.3.14期間：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、	
	H23.3.23：下記の地域以外 H23.3.23～5.16期間：白河市、いわき市、矢吹町、磐梯町、矢野町、西郷村、奥崎村、中島村、鮫川村、 H23.3.23～5.21期間：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、八景町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、榎枝村、 H23.3.23～6.15期間：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助太、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榑木、原町区馬場字玉山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉部、原町区片倉字行及及び原町区大字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、川俣町（山木麓の区域に限る。）、及び玉村、 H23.3.23～10	

福島県		出荷制限
クサナデツ(こごみ)		H23.8.8～:福島市、桑折町
		H24.8.1～:福島市、伊達市、郡山市、三春町
		H24.8.2～:川俣町
		H24.8.7～:長井市、吉原町
		H24.8.10～:二本松市、大玉村
		H25.4.20～:郡山市
		H25.8.14～:飯沼町、葛尾村
クサナデツ(こごみ) (野生のものに限る。)		H23.4.24～H23.9.11解除:全千葉県
		H27.8.20～:南相馬市
コシアブラ		H24.8.2～:福島市、二本松市
		H24.8.7～:郡山市、白河市、喜多方市、会津坂原町、湯浅町、藤町
		H24.8.10～:伊達市、葛尾町、大赤松、飯沼町、下飯沼、大玉村、西郷村、葛川村
		H24.8.14～:飯沼川町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村
		H24.8.17～:桑折町、柳屋代町
		H24.8.17～:飯沼町、本郷町、志保町
		H25.8.14～:葛尾村
		H25.8.16～:飯沼町、南相馬市、吉原町、南会津町、新塩町、泉崎村
		H25.8.20～:三島町、川内村
		H25.8.22～:浪川町、広野町
		H25.8.25～:本宮市、新井町、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、幸島村
		H25.8.25～:二本松市
		H25.8.3～:会津若菜市、磐石町
		H25.8.8～:会山町
コシアブラ (野生のものに限る。)		H25.8.10～:霞巻村
		H25.8.25～:西会津町
ゼンマイ		H25.8.8～:いわき市
		H24.8.2～:二本松市
		H24.8.10～:福島市
		H24.8.24～:川俣町
		H25.8.17～:南相馬市
		H25.8.14～:飯沼町、葛尾村
		H25.8.18～:飯沼川町
ゼンマイ (野生のものに限る。)		H25.8.20～:川内村
		H25.8.10～:郡山市
		H27.8.11～:田村市
		H25.8.14～:広野町、大玉村
ウツバミツ (野生のものに限る。)		H25.8.8～:飯沼川町、郡山市
		H24.8.1～:いわき市、南相馬市、伊達市、桑折町
ワラビ (野生のものに限る。)		H24.8.2～:福島市
		H24.8.7～:郡山市、白河市、藤町、磐梯町
		H24.8.10～:大玉村、西郷村
		H24.8.14～:川俣町
		H25.4.25～:南相馬市
		H25.8.14～:広野町、葛川村、葛尾村
		H25.8.16～:二本松市、吉原町、葛尾村
		H25.8.20～:川内村
		H25.8.25～:本宮市、飯沼川町
		H25.8.3～:磐石町
		H25.8.10～:田村市
		H25.8.14～:柳屋代町
		H27.8.25～:葛尾村
		H25.8.19～:桑折町、飯沼町
フキ (野生のものに限る。)		H25.8.18～:下郷村
		H24.8.8～:福島市、川俣町、田村市、南相馬市、広野町
フキツ (野生のものに限る。)		H24.4.18～:伊達市、桑折町、郡山市
		H24.8.11～:飯沼町、葛尾村
		H27.2.25～:南相馬市
		H25.1.25～:本宮市
ワラビ (野生のものに限る。)		H24.8.10～H25.8.11一部解除:いわき市(飯沼されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.17～:川俣町
		H24.8.17～H27.8.18一部解除:喜多方市(飯沼されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.17～H25.8.24一部解除:福島市(飯沼されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
		H25.4.25～:南相馬市
		H25.8.11～:葛川村
		H25.8.20～:飯沼町
		H25.8.14～:葛尾村
		H25.8.14～:二本松市
		H25.8.14～:広野町
ウメ		H23.8.2～H25.10.21解除:福島市、伊達市、桑折町
		H23.8.8～:南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字地蔵、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区馬場字御用、原町区馬場字飯沼、原町区馬場字山崎及び原町区大蔵字田畑の区域に限る。)
		H23.8.6～H27.8.19解除:南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字地蔵、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字結木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字御用、原町区馬場字飯沼、原町区馬場字山崎及び原町区大蔵字田畑の区域を除く。)
		H24.8.6～H25.10.21解除:田原町
		H23.8.6～H25.7.11解除:相馬市
ユズ		H23.8.25～:福島市、南相馬市
		H24.1.10～H27.1.29解除:いわき市
		H23.3.21～H25.3.17解除:桑折町
		H23.10.14～H25.1.6解除:伊達市
クリ		H23.8.20～:伊達市、南相馬市
		H24.8.25～H27.12.3解除:二本松市
キウイフルーツ		H24.10.12～H25.11.17解除:いわき市
		H23.12.9～H25.11.17解除:相馬市
大豆		H23.12.9～:南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字地蔵、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区馬場字御用、原町区馬場字飯沼、原町区馬場字山崎及び原町区大蔵字田畑の区域に限る。)
		H23.12.9～H25.12.29解除:南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字地蔵、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字結木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字御用、原町区馬場字飯沼、原町区馬場字山崎及び原町区大蔵字田畑の区域を除く。)
		H23.12.9～H25.12.29解除:福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
		H24.11.15～H25.11.7一部解除:南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
		～H27.10.23解除:南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
		H24.12.25～H25.1.13一部解除:須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)
		～H27.10.23解除:郡山市(旧高野村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.3.13一部解除:二本松市(旧小浜町及び旧岩川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)
		～H27.10.23解除:二本松市(旧小浜町及び旧岩川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.8.9一部解除:桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)
		～H25.10.7解除:福島市(旧立子山村の区域に限る。)
		H25.2.18～H25.7.10一部解除:福島市(旧飯倉村及び旧水保村の区域に限る。)
		～H27.10.23解除:福島市(旧飯倉村及び旧水保村の区域に限る。)
		H25.3.5～H25.7.10一部解除:福島市(旧飯倉村及び旧水保村の区域に限る。)
		～H27.10.23解除:福島市(旧飯倉村の区域に限る。)
		H25.3.25～H25.7.10一部解除:福島市(旧飯倉村の区域に限る。)
		～H27.10.23解除:福島市(旧飯倉村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.5.17一部解除:伊達市(旧塩本村及び旧富野村の区域に限る。)
		～H25.10.7解除:伊達市(旧塩本村及び旧富野村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.7.10一部解除:福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
		～H27.10.23解除:福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.11.7一部解除:南相馬市(旧太田村の区域に限る。)
		～H25.3.25解除:南相馬市(旧太田村の区域に限る。)
		H25.12.17～H27.8.23一部解除:本宮市(旧白岩村の区域に限る。)
		～H25.3.25解除:本宮市(旧白岩村の区域に限る。)
		H25.12.17～H25.3.25解除:大玉村(旧大山村の区域に限る。)
納豆 (平成23年度)		H23.11.17～:福島市(旧小浜村の区域に限る。)
		H23.11.29～:伊達市(旧小浜町及び旧月館町の区域に限る。)
		H23.12.8～:福島市(旧飯倉等の区域に限る。)
		H23.12.8～:二本松市(旧浪川村の区域に限る。)
		H23.12.8～:伊達市(旧飯倉村及び旧飯沼村の区域に限る。)
納豆 (平成23年度)		H23.12.8～:伊達市(旧飯倉等の区域に限る。)
		H23.12.8～:伊達市(旧飯倉等の区域に限る。)

注:〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年4月24日現在

[illegible]

山形県		出荷制限
肉	ワサの肉	H24.8.10～H28.3.17（一部制限）：食糧（豚の定める管理計画・検査方針に基づき管理されるワサの肉を除く。）
茨城県		出荷制限
畜肉		H23.3.23～4.10解除： 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除： 全域（下記地域を除く。） H23.3.21～4.8解除： 北茨城市、高萩市
	カサネ	H23.3.21～4.17解除： 全域
	パセリ	H23.3.23～4.17解除： 全域
		H24.4.8～H29.8.8解除： 潮来市
		H24.4.8～H27.4.17解除： つくばみらい市
		H24.4.13～H29.8.8解除： 利根町
		H24.4.13～H27.4.17解除： 守谷市
		H24.4.13～H27.4.24解除： 取手市
		H24.4.13～H27.10.2解除： 古河市
		H24.4.13～H28.1.4解除： 鹿嶋市
野菜類		H24.4.17～H29.9.21解除： 茨城町
		H24.4.8～H29.7.24解除： 小美玉市
		H24.4.19～H29.12.4解除： ひたちなか市
		H24.6.18～： 鉾田市
		H24.4.19～H27.9.11解除： 東茨城町
		H24.4.28～： 北茨城市、大洗町
		H23.10.14～： 土浦市、鉾田町、小嶋造市
		H23.10.14～H28.8.22（一部制限）： 行方市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H23.11.10～： 茨城町、阿見町
		H24.6.8～： 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市
野菜類	豚本シタガ（施設栽培）	H24.6.18～： ひたちなか市、鉾田市
		H23.10.14～H28.8.22（一部制限）： 土浦市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H23.10.14～H28.8.18（一部制限）： 鉾田市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H23.11.10～H28.8.22（一部制限）： 茨城町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.6.20～： 日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。）
		H24.6.10～： 常陸大宮市（野生のものに限る。）
		H24.7.5～H27.10.2解除： 常陸大宮市（野生のものに限る。）
		H24.7.5～H28.8.22解除： 常陸大宮市（野生のものに限る。）
		H24.4.17～H27.10.2解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.4.17～H27.10.2解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ズズキ	H24.4.17～H27.10.2解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	H24.4.13～H27.10.2解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.17～H28.5.8解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.1.19～H28.11.20解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17～H28.10.20解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コマノカスベ	H24.4.17～H27.10.2解除： 最大高潮時海岸線と福島茨城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アサリカナマズ（養殖を除く。）	H24.4.17～： 関ヶ原、本郷及び外浪速通並びにこれらの周辺に流入する阿賀川並びに常陸利根川
	ゴンブリ（養殖を除く。）	H24.4.17～H27.3.24解除： 関ヶ原、北郷及び外浪速通並びにこれらの周辺に流入する阿賀川並びに常陸利根川
	ウナギ	H24.5.7～H28.2.8解除： 関ヶ原、北郷及び外浪速通並びにこれらの周辺に流入する阿賀川並びに常陸利根川
		H24.5.7～H28.1.20解除： 茨城県内の利根川（支流を含む。）
肉	インシンの肉	H23.11.12～： 茨城県の利根川のつる最大養豚の下流（茨城を含む。）（ただし、関ヶ原、本郷及び外浪速通並びにこれらの周辺に流入する阿賀川並びに常陸利根川を除く。） H23.12.2～H27.12.1（一部制限）： 食糧（豚の定める管理計画・検査方針に基づき管理されるインシンの肉を除く。）
その他		H23.8.2～H25.11.1解除： 越前市、関ヶ原市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、古河市、鉾田市、稲敷市、かすみがうら市、松川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五原町、利根町、東海村、美濃村
		H23.8.2～10.18解除： 古河市、常総市、坂城市、八千代町、堤町
		H23.8.2～H24.9.9解除： 大子町
		H23.8.2～H24.9.29解除： 常陸大田市、常陸大宮市
		H23.8.2～H24.5.30解除： 古河市、鉾田市、堤町
		H23.8.2～H24.8.5解除： 鉾田市
		H23.8.2～H24.7.24解除： 水戸市
		H23.8.2～H24.8.20解除： 高萩市
		H23.8.2～H24.9.12解除： 日立市
		H23.8.2～H24.10.11解除： 大子町
	H23.8.2～H25.4.3解除： 大子町	
	H23.8.2～H25.5.29解除： 土浦市、北茨城市、笠間市	
	H23.8.2～H25.6.17解除： 小美玉市	
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除： 那須塩原市、塩谷町
カサネ		H23.3.21～4.27解除： 全域
野菜類		H24.4.10～： 栃木県、栃木市、矢野町、高橋町
		H24.4.10～H28.8.22（一部制限）： 高橋町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.10～H28.8.22（一部制限）： 芳賀町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.10～H27.8.8（一部制限）： 宇都宮市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.10～H28.8.18（一部制限）： さくら市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.11～H28.8.18（一部制限）： 宇都宮市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.11～H27.8.22（一部制限）： 矢野町、大田原市
		H24.4.12～： 矢野町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.22（一部制限）： 足利町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H27.8.22（一部制限）： 栃木市、那須川町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
野菜類		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 宇都宮市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 那須川町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 宇都宮市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 那須川町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 宇都宮市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 那須川町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 宇都宮市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 那須川町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 宇都宮市（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～H28.8.18（一部制限）： 那須川町（ただし、豚の定める管理計画に基づき管理される豚本シタガ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須川町
		H24.11.18～： 大田原市
		H24.8.20～： 日立市、真岡市、那須塩原市、佐野市、那須川町
		H24.8.7～： 高橋町
		H24.8.8～： 矢野町
		H24.8.18～： 高橋町
		H24.8.20～： 大田原市
野菜類		H24.10.10～： 高橋町
		H24.10.12～： 佐野市
		H23.7.18～： 栃木市
		H24.8.1～： 那須川町、那須町
		H24.8.7～： 足利市、大田原市
		H24.8.13～： 矢野町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
		H24.8.13～： 高橋町
野菜類		H23.11.7～： 高橋町、矢野町
		H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～： 足利町、佐野市、真岡市、さくら市、那須川町、上三川町、栃木市、宇都宮市、芳賀町、高橋町
		H24.11.8～： 宇都宮市
		H24.11.8～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H23.11.14～： 那須塩原市、足利町
		H24.10.4～： 矢野町
		H24.10.16～： 那須町
		H24.10.28～： 佐野市
野菜類		H24.11.2～： 高橋町
		H24.11.8～： さくら市
		H24.11.12～： 那須川町
		H24.11.18～： 那須

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年4月24日現在

磐梯県		出荷制限	
		H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の高良瀬川のうち日光市足尾町内区間の「支流を含む。ただし、奥平川との合流点から下流の部分に属する。」 H24.9.10～H25.3.26解除：水戸川（支流を含む。）	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の高良瀬川ののうち日光市足尾町内区間の「支流を含む。」 H24.5.30～H27.7.23解除：栃木県内の高良瀬川ののうち日光市足尾町内区間の「支流を含む。」 H24.5.7～H24.9.28解除：大井川（支流を含む。ただし、栗井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H25.3.26解除：荒川（支流を含む。）	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.30～H25.3.26解除：荒川（支流を含む。） H24.5.30～H25.3.26解除：武支川（支流を含む。）及び栃木県内の那須川ののうち武支川との合流直の上流（支流を含む。ただし、塩釜ダムの上流及びその支流を除く。）	
肉	牛の肉 インシンの肉 シカ肉	H24.8.23～H24.8.23一部解除：食域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。） H24.12.3～H24.12.3一部解除：食域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシンの肉を除く。）	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除：鹿沼市	
群馬県		出荷制限	
	ホウレンソウ カキタ	H23.3.21～4.8解除：全域 H23.3.21～4.8解除：全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.25～：須田市、家寄渡町、新藤村 H24.10.10～：高山村 H24.10.1～：草野町 H24.10.23～：赤坂町 H24.11.13～：みなかみ町 H24.4.27～：菅沼川のうも飯島橋から東京電力株式会社佐久間発電所菅沼川取水施設までの区間（支流を含む。）	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：薄根川（支流を含む。） H24.4.27～H24.11.9解除：及びノ木川（支流を含む。）	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.2～：菅沼川のうも飯島橋から東京電力株式会社佐久間発電所菅沼川取水施設までの区間（支流を含む。） H24.6.8～H24.11.9解除：高山のうも川田畑の上流（支流を含む。）	
肉	インシンの肉 クマ肉 シカ肉 ヤマドリ肉	H24.6.8～H25.6.8解除：津軽川（支流を含む。） H24.3.12～H30.1.29解除：津軽川（支流を含む。） H24.10.10～：食域 H24.8.10～：食域 H24.11.14～：食域 H24.11.23～：食域	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：熊岡町、香深町 H24.10.28～：ときがわ町 H24.11.8～：鳩山町	
千葉県		出荷制限	
	ホウレンソウ シンチタス、デンプン系、マンショ パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除：旭市 H23.4.4～4.22解除：旭市 H23.4.4～4.22解除：旭市	
	セルリー	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.8～H28.1.14解除：栄町 H24.4.8～H28.9.21解除：我孫子市 H24.4.11～H27.1.22解除：船橋市、品川区 H24.4.11～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.11～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町	
農産物	タケノコ	H23.10.11～：豊後茅渚 H25.10.11～H26.10.14一部解除：習志野市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタタ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H23.11.13～：駒込町 H23.12.22～H26.10.14一部解除：市原市 H24.3.23～H24.3.26一部解除：印旛町	
	原木シタタ(露地栽培)	H24.4.10～：舟井町 H24.4.18～：八千代町 H24.6.18～H24.8.18一部解除：山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタタ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.11.14～H24.10.14一部解除：富沢町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタタ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.18～H24.8.18一部解除：市原市 H24.6.18～H24.8.18一部解除：山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタタ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	原木シタタ(施設栽培)	H24.11.14～H24.11.20一部解除：富沢町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタタ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.12.14～H24.10.14一部解除：習志野市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタタ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
水産物	キンブナ	H24.7.18～：千葉湾及び千葉湾に流入する阿用（支流を含む。）、平賀川（支流を含む。）	
肉	ウナギ インシンの肉	H24.11.12～：千葉県内の鴨居川のうも飯大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛湖と徳島及び印旛湖上門の上流、寛政用水第一分水嶺の下流、八潮川、利根川並びに千鳥川を除く。） H23.6.2～9.7解除：大網白根市 H23.7.4～H24.5.21解除：横浜町 H23.6.2～H24.5.25解除：八潮市 H23.6.2～H24.5.25解除：野田市、幕張市、山武市 H23.6.2～H25.3.15解除：成田市	
その他	茶	H23.6.2～9.7解除：大網白根市 H23.7.4～H24.5.21解除：横浜町 H23.6.2～H24.5.25解除：八潮市 H23.6.2～H24.5.25解除：野田市、幕張市、山武市 H23.6.2～H25.3.15解除：成田市	
神奈川県		出荷制限	
	コシアブラ(野生のものに限る。)	H23.6.3～9.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.18解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.18解除：海老原市	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.6.3～9.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.18解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.18解除：海老原市	
静岡県		出荷制限	
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H23.6.3～9.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.18解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.18解除：海老原市	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.6.3～9.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.18解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.18解除：海老原市	
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
	コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.8.20～：穂刈沢町、御代田町 H24.10.1～：小夜町、南牧村（マツタケを除く。） H24.10.1～H27.11.28解除：小夜町、南牧村（マツタケを除く。） H24.10.11～：飯久保（マツタケを除く。） H24.10.11～H27.11.28解除：佐久市（マツタケに限る。） H24.10.11～：小夜町（マツタケを除く。） H24.10.11～H27.11.28解除：小夜町（マツタケに限る。） H24.10.11～H27.11.28解除：飯久保町（マツタケを除く。） H24.10.11～H27.11.28解除：小夜町（マツタケに限る。）	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年4月24日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村
		H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原産シイタケ（露地）		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.4.13～： 飯館村
		H23.9.0～： 棚倉町（※首根箇に属する野生キノコに限る）
		H23.9.15～： いわき市、棚倉町
キノコ類（野生のものに限る。）		H23.9.20～： 南相馬市
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）		H23.4.20～H24.6.22解除：全域
		H24.3.29～： 新田川（支流を含む。）
肉 イノシシの肉		H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象